

平成 30・31 年度 中津市建設工事競争入札参加資格審査申請要領

(県外建設業者)

1. 資格審査基準日

平成 29 年 12 月 1 日

2. 資格審査を申請できる者及び業種

次の(1)・(2)・(3)の要件を全て満たす者及び業種であること。

- (1) 建設業法の規定により平成 29 年 12 月 1 日現在において、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者及びその業種
- (2) 申請日現在において、審査基準日を平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日の間とする総合評定値通知を国土交通大臣又は都道府県知事から受けている者及びその業種
- (3) 大分県工事競争入札参加資格審査申請書(平成 30・31 年度分)を提出している者(提出予定を含む)

※ 委任先は原則として大分県に提出したものと同一とする。

3. 受付期間

平成 30 年 1 月 9 日(火)から平成 30 年 2 月 28 日(水)まで (土、日曜日及び祝祭日は除く。)

※ 期間外の受付は一切行わない。

4. 受付時間及び受付場所

受付時間 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00

受付場所 中津市役所(本庁) 303 会議室 (3 階)

5. 提出方法

別紙「編綴順序」により綴じ、持参又は下記あてに郵送(信書便を含む。)のこのこと。

(郵送の場合は平成 30 年 2 月 28 日(水)までに必着のこと。)

郵送先

〒871-8501 大分県中津市豊田町 14 番地 3

中津市役所 契約検査課 契約係 あて

6. 提出書類

別表「競争入札参加資格審査申請書類一覧表」に掲げる書類(申請書及び添付書類)を 1 部提出のこと。

※ 申請書及び添付書類の綴じ方について、別紙「申請書類編綴順序」によること。

7. 資格の有効期間

認定の日から平成 32 年 3 月 31 日まで

8. 注意事項

- (1) 競争入札参加資格審査申請又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった場合は、資格の格付け又は認定を行わないことができるものとする。
- (2) 申請内容は大分県に提出したものと同一とする。したがって、大分県の資格審査実態調査に応じ、申請書類の記載事項について訂正を指示された場合は中津市提出書類についても所要の訂正が必要であること。
- (3) 受付の証印を希望する郵送申請者は、申請事項を要約した書面(副本可)及び返信用封筒(宛名明記・切手貼付)を同封すること。 ※同様の体裁を備えた葉書も可とする。
- (4) 中津市の資格認定は、大分県の資格の格付結果並びに認定結果を準用するものとする。
- (5) 中津市は原則として、入札手続きを電子入札とする運用であることから、未登録の場合は資格認定後速やかに登録すること。

(6) 資格業種の追加及び変更については、随時受付を一切行わないので、平成 31 年度競争入札参加資格申請書の受付時期に再申請すること。

9. 申請した事項の変更届出等

申請書類の提出後、次の一に該当するときは、速やかに変更等の届出を郵送などにより行うこと。
(届出様式は別添)

- (1) 申請者又は競争に参加する資格があると認定された者(以下「有資格者」という。)が次に該当した場合。(建設業法第 12 条該当)
 - ① 個人の代表者が死亡したとき。
 - ② 法人が合併により消滅したとき。
 - ③ 法人が破産により解散したとき。
 - ④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき。
 - ⑤ 建設業を廃業したとき。
- (2) 有資格者が次の事項を変更したとき。(中津市契約規則施行細則第 5 条の 3 第 2 項該当)
 - ① 商号又は名称
 - ② 本店及び委任先の所在地(市町村合併等により変更になる場合を含む。)
 - ③ 法人である場合においては代表者又は代理人の氏名、個人である場合においてはその者の氏名
 - ④ 本店及び委任先の名称及び電話番号(FAX 番号を含む。)
 - ⑤ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書
 - ⑥ 技術者職員名簿

(変更届出等に関する注意事項)

- (1) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書については、平成 29 年 10 月 1 日以降に通知されたものが対象であること。
- (2) 有資格者から相続、合併、営業譲渡等により営業の一切を承継した場合は、「競争入札参加資格承継承認申請書」を提出すること。(届出様式は別添)また、承継の承認については、大分県の承認結果に準じるものとする。
- (3) 入札参加資格・資格審査申請を取り下げる場合は、「入札参加資格・資格審査申請取下書」を提出すること。(届出様式は別添)
- (4) 変更届等を受理した場合、受理後の変更届等書類のコピーは一切行わないので、受理印を必要とするときは、必ず副本を用意すること。郵送で届出する場合も同様とするが、その場合は返信用の封筒(宛名明記・切手貼付)を同封すること。 ※同様の体裁を備えた葉書も可とする。

10. 問合せ先

〒871-8501 大分県中津市豊田町 14 番地 3
中津市役所 総務部 契約検査課 契約係
TEL 0979-22-1111(内線 701・702)